外国人の方と家族・外国人の方を受け入れている所属機関の方へ

★平成24年7月9日から新しい制度がスタートします。

◇対象　3か月を超える在留の資格を有し適法に在留する外国人（在留資格が無い方、観光目的で短期滞在する方は対象外）

★日本人と同様に住民票が作成されます。

5月7日現在の外国人登録の内容をもとに「仮住民票」を作成し郵送しました。記載してある内容に誤りがあった場合は、市役所へ届出が必要です。

★他市町村への住所変更の手続きが変わります。

7月9日以降栃木市外に引越しをする前に市役所で「在留カード」又は「特別永住者証明書」をお持ちになり、転出の手続きをして「転出証明書」の交付を受ける必要があります。

引越し先の役場・役所には住み始めてから14日以内に「転出証明書」と「在留カード」又は「特別永住者証明書」をお持ちになり転入の手続きをする必要があります。

★外国人登録証明書に代わり、特別永住者には「特別永住者証明書」が、中長期在留者には「在留カード」が交付されます。

◇在留カード交付申請手続先　入国管理局（http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/）

◇特別永住者証明書交付申請手続先　市役所の窓口（http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/）

◇問合先

本　市民生活課　☎(21)2146
大　生活環境課　☎(43)9209
藤　生活環境課　☎(62)0903
都　生活環境課　☎(29)1102
西　生活環境課　☎(92)0306

外国人在留総合インフォメーションセンター（☎0570-013904／中国・韓国・スペイン・ポルトガル・英語／平日午前8時30分～午後5時15分）

平成24年度学童保育夏休み利用申込み受付

保護者の就労等により、家庭での保育に欠ける児童について、夏休み期間中のみの学童保育利用申込みの受付をします。

◇受付期間　6月25日(月)～7月6日(金)

◇対象　対象小学校通学区域内学童保育（対象校　栃中央小、栃三小、栃四小、栃五小、大宮北小、大平地域内小学校、藤岡小、赤麻小、三鴨小、都賀地域内小学校）

◇定員　定員に限りがあります。申込んでも利用できない場合があります。

※詳しくは本庁・各総合支所へ

※現在、学童保育利用者は、改めて申込みの必要はありません。

◇申込・問合先　申込用紙（本庁・各総合支所にあり。市ホームページからダウンロード可）を左記へ

本　こども課　☎(21)2518
大　健康福祉課　☎(45)1788
藤　健康福祉課　☎(62)0904
都　健康福祉課　☎(29)1103
西　健康福祉課　☎(92)0312
又は各学童保育

119番通報の仕方

119番通報はすべて消防本部通信指令センターにつながります。消…消防本部、通…通報者

消　栃木市消防です。火事ですか?救急ですか?

通　「火事です」又は「救急です」

消　住所・場所を教えてください。近くに目標となるものがありますか?

通　「栃木市○○町○○番地です。近くに○○商店があります。」

場所が分かれば、あなたの119番通報中に消防車や救急車は出動をします。

大切な財産・尊い命を守るためには、通報しているあなたが冷静になることが絶対条件です。あせらずに落ち着いて状況を知らせてください。

「消すまでは　出ない行かない　離れない」

◇問合先　消防本部通信指令課　☎(22)0119

法定外公共物（赤道、水路等）利用（使用）の際のお願い

市所有の法定外公共物の適正な管理を図るため、法定外公共物を利用した工作物、構造物などの設置行為、並びに用途廃止、払下げなどは市の許可が必要となります。

また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用したりするなどした場合には、5万円以下の過料が課せられることがありますので、市の許可を受けてから使用してください。

※「法定外公共物」とは、国道、県道、市道以外の道路（赤道等）や1級河川、2級河川、準用河川以外の河川（水路等）などをいいます。

◇問合先

本　維持管理課　☎(21)2635
大　都市整備課　☎(43)9214
藤　都市建設課　☎(62)0908
都　都市建設課　☎(29)1105
西　産業建設課　☎(92)0314

住まいの塗装は地域の信頼できる当社へ！
住まいは、生きています。だから手入れが必要です。『見積・診断は無料』
屋根・外壁・塗替・リフォーム請負
（運動公園東側駐車場前）
オオアク建装工業株式会社
栃木市箱森町51-28
TEL. 0282-22-5981
お気軽にお電話下さい。